

## 特定非営利活動法人 聴かせてケロ定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 聴かせてケロという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもから大人、高齢者に至るまで、がんなどの病気等により悩みや困難を抱える人々及びその家族に対し、安心して対話や交流ができる居場所を提供するとともに、相談支援、情報提供及び関係機関との連携を通じて、精神的・社会的孤立や孤独の解消及び生活の質の向上を図り、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら安心して生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 病気等により困難を抱える患者及びその家族や友人を対象とした、対話・交流の場の提供事業
- (2) 相談・寄り添いホットライン等による相談支援事業
- (3) 医療機関、福祉施設、支援団体等との連携事業
- (4) 各種セミナー、シンポジウム、講演会の企画及び運営事業
- (5) 就労及び生活支援、死後の手続き等に関する情報提供及び相談支援事業
- (6) 同様の目的を有する団体に対する協力、助言、連絡及び支援に関する事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者で、総会において推薦された者

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上6人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 役員選任等に関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者 にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

### (合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 事務局

### (事務局の設置等)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雑則

### (細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	原田 詠子
副理事長	原田 豪人
理事	鈴木 一成
理事	大橋 洋平
理事	鈴木 智子
監事	三浦 敦

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2028 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	1, 000 円
正会員	団体	2, 000 円
賛助会員	個人	0 円
賛助会員	団体	1 口 3, 000 円 (1 口以上)

(2) 年会費

正会員	個人	1, 000 円
正会員	団体	2, 000 円
賛助会員	個人	1 口 1, 000 円 (1 口以上)
賛助会員	団体	1 口 3, 000 円 (1 口以上)

( 設 立 認 証 申 請 用 )

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジン キカセテケロ
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 聴かせてケロ

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	ハラダ エイコ 原田 詠子	[Redacted]	無	理事長
理事	ハラダ ヒデト 原田 豪人		無	副理事長
理事	スズキ カズナリ 鈴木 一成		無	
理事	オオハシ ヨウヘイ 大橋 洋平		無	
理事	スズキ トモコ 鈴木 智子		無	
監事	ミヅウ アンシ 三浦 敦		無	
(以下余白)				

- ◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。
- ◇ **親族規定の考え方**
  - 役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。
  - 役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。
- （※）三親等以内の親族
  - 父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）
- ◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

## 設 立 趣 旨 書

### 1 設立の趣旨

現代社会において、病気、家族関係、仕事、人間関係など、生活に関わるさまざまな悩みを抱える人が増えている。特に、がんなどの病気に向き合う患者や家族は、治療や生活への不安に加え、孤立感や将来への見通しの立たなさに直面しやすい状況にある。

しかし、安心して語り合い、互いの経験に耳を傾けることができる場合は地域に十分に整備されているとは言い難い。また、医療・福祉の現場においても、制度的支援だけでは十分に対応しきれない「心の不安」や「孤立感」への支援が課題となっている。孤立を防ぎ、心の安定を取り戻し、前向きに生きる力を育むためには、継続的に対話できる場が必要である。

望ましい状態とは、病気や困難を抱える人々が孤立せず、地域の中で安心して相談し、学び合い、必要な支援につながるができる社会である。そのためには、対話の場の提供、相談支援、医療・福祉機関との連携、人生の最終段階に関する情報提供など、多面的な支援が求められている。

また、本活動は横浜市が推進する地域包括ケアの理念に沿い、地域住民が安心して相談できる場づくりに寄与するものであり、地域における支え合いの仕組みを補完・強化する役割を担う。

### 2 これまでの活動内容

2019年10月に「東白楽メディカルカフェ」として活動を開始し、2020年3月からは横浜市磯子区を拠点に「聴かせてクロ!! ケロッとカフェ」と名称を改め、継続的に活動してきた。

活動は、がん患者や家族、がん以外の病気の患者、医療・介護関係者など、誰でも参加できる少人数の対話会であり、毎月、地域ケアプラザや公共施設を借りて開催している。また、Zoomを併用したハイブリッド形式により、入院中や外出困難な方、感染症への不安がある方、遠方の方も参加できる環境を整えてきた。

2023年から2025年の3年間では、会場とZoomを合わせて年間300人前後が参加しており、特にZoom参加者の増加から、外出困難な方にも支援が届いていることが確認されている。

さらに、参加者のニーズに応じて、医師、看護師、宗教者、専門職、患者体験者などを招いた講演会を年間2~3回実施し、生涯学習の振興にも寄与してきた。テーマは「がん教育」「緩和ケア」「オーラルフレイル」「擬似医療への注意」「命の講演会」など多岐にわたり、地域住民の学びの機会を提供している。

### 3 法人として行おうとする活動

これらの社会的課題に継続的に対応するため、法人として以下の活動を実施する。

これまで任意団体として実施してきた対話会、相談支援、講演会、医療・福祉機関との連携などの活動は、法人化後は定款第5条に掲げる各事業として継続・発展させるものである。

- (1) 病気等により困難を抱える患者及びその家族や友人を対象とした、対話・交流の場の提供事業
- (2) 相談・寄り添いホットライン等による相談支援事業
- (3) 医療機関、福祉施設、支援団体等との連携事業
- (4) 各種セミナー、シンポジウム、講演会の企画及び運営事業

- (5) 就労及び生活支援、死後の手続き等に関する情報提供及び相談支援事業
- (6) 同様の目的を有する団体に対する協力、助言、連絡及び支援に関する事業

#### 4 活動の公益性

本活動は、特定の個人や団体に限定されるものではなく、病気や困難を抱える人々、家族、医療・介護関係者、地域住民など、広く不特定多数の人々が対象である。

対話の場や講演会は、誰でも参加できる開かれた活動であり、地域住民の健康意識の向上、孤立防止、生涯学習の促進に寄与している。Zoomを活用したオンライン参加により、地域を越えた公益性も高まっている。

#### 5 特定非営利活動法人を設立する理由

任意団体として活動を続ける中で、財政基盤や組織体制に限界があり、活動の継続性や社会的信頼性の確保が課題となっている。任意団体では、財源の確保や責任体制、会計の透明性に限界があり、行政・医療機関との協働にも制約が生じる。

特定非営利活動法人として設立することで、地域に根ざした支援活動を安定的かつ継続的に提供できる体制を整え、助成金や寄附金を適切に受け入れながら透明性の高い運営を行うことが可能となる。これにより、より多くの人々に対して公益的な活動を展開していくことができる。

令和8年4月17日

法人の名称 特定非営利活動法人 聴かせてケロ  
設立代表者 原田 詠子

2026年度事業計画書  
法人の名称 特定非営利活動法人 聴かせてケロ

1 事業活動方針

2026年度は、法人化初年度として、対話・交流の場の安定的な運営体制を整備し、相談支援および医療・福祉機関との連携基盤を確立する。また、啓発事業として映画上映会を実施し、地域住民の学びの機会を広げ、地域包括ケアの理念に沿った支援体制の構築を進める。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 病気等により困難を抱える患者及びその家族や友人を対象とした、対話・交流の場の提供事業（定款第5条1号）

ア ケロットカフェ開催

- ・内 容 病気等により困難を抱える患者・家族・友人が安心して語り合い、相互に支え合う場を提供する。必要に応じて相談支援や顧問の医師との面談も行う。
- ・日 時 毎月不定期開催
- ・場 所 磯子地域ケアプラザほか市内公共施設
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 患者・家族70人（年間）
- ・支出見込額 32,000円

※本事業では、参加者の個別の悩みや不安に寄り添い、必要に応じて情報提供や関係機関への案内を行うなど、定款第5条第2号に定める「相談・寄り添いホットライン等による相談支援事業」も併せて実施する。

② 医療機関、福祉施設、支援団体等との連携事業（定款第5条3号）

ア 連携強化事業（映画上映会場での協働等）

- ・内 容 映画上映会場におけるボランティア団体との協働、医療・福祉機関との情報交換、地域支援団体とのネットワーク形成
- ・日 時 8月29日
- ・場 所 横浜市健康福祉総合センター 4Fホール
- ・従事者人員 20人
- ・受益対象者 一般市民100名（予定）
- ・支出見込額 0円

③ 各種セミナー、シンポジウム、講演会の企画及び運営事業（定款第5条4号）

ア 映画上映会事業

- ・内 容 「Dr.カキノエ 歩く処方箋」上映会および啓発講演  
がん専門医/垣添忠生氏が1025kmを歩くロードムービー  
がんサバイバー支援、震災被災者支援をテーマとした啓発事業  
登壇者：垣添忠生氏、吉祥寺 高橋住職
- ・日 時 8月29日
- ・場 所 横浜市健康福祉総合センター 4Fホール
- ・従事者人員 20人
- ・受益対象者 一般市民100名（予定）
- ・支出見込額 160,000円

④ 就労及び生活支援、死後の手続き等に関する情報提供及び相談支援事業

(定款第5条5号)

ア 生活支援に関する情報提供

- ・内 容 就労支援制度、生活支援制度、死後の手続き等に関する基礎的な情報をSNS等で提供する
- ・日 時 随時
- ・場 所 主たる事務所
- ・従事者人員 1人
- ・受益対象者 患者および家族 100人
- ・支出見込額 10,000円

⑤ 同様の目的を有する団体に対する協力、助言、連絡及び支援に関する事業

(定款第5条6号)

ア 団体支援・連携事業

- ・内 容 同様の目的を有する団体との情報交換、連携、協力
- ・日 時 随時
- ・場 所 主たる事務所
- ・従事者人員 1人
- ・受益対象者 想定人数 100人 (想定団体数 10団体)
- ・支出見込額 0円

2027年度事業計画書  
法人の名称 特定非営利活動法人 聴かせてケロ

1 事業活動方針

2027年度は、対話・交流の場の質向上と相談支援の強化を図り、地域住民への啓発活動を継続的に実施する。また、医療・福祉機関との連携を深め、地域包括ケアの一翼を担う団体としての役割を確立する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 病気等により困難を抱える患者及びその家族や友人を対象とした、対話・交流の場の提供事業（定款第5条1号）

ア ケロットとカフェ開催

- ・内 容 病気等により困難を抱える患者・家族・友人が安心して語り合い、相互に支え合う場を提供する。必要に応じて相談支援や顧問の医師との面談も行う。
- ・日 時 毎月不定期開催
- ・場 所 磯子地域ケアプラザ他市内公共施設
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 患者・家族100人（年間）
- ・支出見込額 55,000円

※本事業では、参加者の個別の悩みや不安に寄り添い、必要に応じて情報提供や関係機関への案内を行うなど、定款第5条2号に定める相談支援も併せて実施する。

② 医療機関、福祉施設、支援団体等との連携事業（定款第5条3号）

ア 情報提供ブース出展

- ・内 容 講演会場におけるボランティア団体との協働  
医療・福祉機関との情報交換  
地域支援団体とのネットワーク形成
- ・日 時 6月頃
- ・場 所 市内公共施設を予定
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 一般市民100名（予定）
- ・支出見込額 2,000円

③ 各種セミナー、シンポジウム、講演会の企画及び運営事業（定款第5条4号）

ア 命の講演会

- ・内 容 エリザベス・キューブラー・ロスが提唱した「死の受容過程」、がん患者の経験、緩和ケア医の経験等をテーマとした講演会を実施する。  
ボランティア団体との情報提供と交流も行う。  
がん患者の経験からの講演と緩和ケア医の経験からの講演  
登壇者：2名から3名を予定
- ・日 時 6月頃
- ・場 所 市内公共施設を予定
- ・従事者人員 10人

- ・受益対象者 一般市民 100 名（予定）
- ・支出見込額 81,000 円

④就労及び生活支援、死後の手続き等に関する情報提供及び相談支援事業

（定款第 5 条 5 号）

ア 生活支援に関する情報提供

- ・内 容 がん等の病気や生活上の困難を抱える患者及びその家族に対し、就労に関する情報、生活支援制度、死後の手続き等に関する基礎的な情報を SNS 投稿により提供する。必要に応じて、関係機関への相談窓口情報を案内する。
- ・日 時 不定期
- ・場 所 主たる事務所
- ・従事者人員 1 人
- ・受益対象者 患者及びその家族 100 人
- ・支出見込額 15,000 円

⑤同様の目的を有する団体に対する協力、助言、連絡及び支援に関する事業

（定款第 5 条 6 号）

ア 団体支援・連携事業

- ・内 容 同様の目的を有する団体との情報交換、連携、協力を強化するために活動費用を援助する。
- ・日 時 随時
- ・場 所 主たる事務所
- ・従事者人員 1 人
- ・受益対象者 想定人数 100 人（想定団体数 10 団体）
- ・支出見込額 10,000 円

## 活動予算書

成立の日から2027年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 聴かせてクロ

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費(個人)	10,000	
正会員受取会費(団体)	0	
賛助会員受取会費(個人)	10,000	
賛助会員受取会費(団体)	0	20,000
2. 受取入会金		
正会員受取入会金(個人)	10,000	
正会員受取入会金(団体)	0	
賛助会員入会金(団体)	0	10,000
3. 受取寄附金		
受取寄附金	145,000	145,000
4. 受取助成金等		
受取民間助成金	30,000	30,000
5. 事業収益		
① 対話・交流の場の提供事業	3,000	
③ 各種セミナー、シンポジウム、講演会の企画及び運営事業	0	3,000
6. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
7. 募金収益	10,000	10,000
経常収益計		218,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	30,000	
旅費交通費	1,000	
印刷費	10,000	
消耗品費	20,000	
通信運搬費	50,000	
飲食費	11,000	
謝礼金	30,000	
上映権料(DVDレンタル費)	50,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	202,000	
事業費計		202,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	3,000	
旅費交通費	0	
印刷費	0	
消耗品費	1,000	
通信運搬費	8,300	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	12,300	
管理費計		12,300
経常費用計		214,300
当期正味財産増減額		3,700
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		3,700

## 活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 聴かせてケロ

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費(個人)	12,000	
正会員受取会費(団体)	2,000	
賛助会員受取会費(個人)	20,000	
賛助会員受取会費(団体)	3,000	37,000
2. 受取入会金		
正会員受取入会金(個人)	2,000	
正会員受取入会金(団体)	2,000	
賛助会員入会金(団体)	3,000	7,000
3. 受取寄附金		
受取寄附金	80,000	80,000
4. 受取助成金等		
受取民間助成金	30,000	30,000
5. 事業収益		
① 対話・交流の場の提供事業	3,000	
② 各種セミナー、シンポジウム、講演会の企画及び運営事業	0	3,000
6. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
7. 募金収益	20,000	20,000
経常収益計		177,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	2,000	
印刷費	20,000	
消耗品費	35,000	
通信運搬費	61,000	
飲食費	5,000	
謝礼金	30,000	
寄付金	10,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	163,000	
事業費計		163,000
2. 管理費		
(1) 人件費	0	
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	3,000	
旅費交通費	0	
印刷費	0	
消耗品費	1,000	
通信運搬費	8,300	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	12,300	
管理費計		12,300
経常費用計		175,300
当期正味財産増減額		1,700
前期繰越正味財産額		3,700
次期繰越正味財産額		5,400